

一般社団法人しながわ観光協会有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人しながわ観光協会（以下「協会」という。）が発行する冊子、パンフレット、ホームページ等（以下「媒体」という）への広告を掲載するために必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 掲載できる広告は、区民や利用者に公共性を有する有益な情報であり、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝等に係るもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 法令で禁止され、または法令に抵触するおそれのあるもの
- (5) その他、協会が発行する媒体の広告として妥当でないと認められるもの

(掲載の位置および大きさならびに広告掲載料)

第3条 広告を掲載する位置および大きさならびに広告の掲載料は、紙媒体においては別表第1に、電子媒体においては別表第2のとおりとする。

2 前項の場合において、広告掲載料の定めのないものについては、広告の面積、発行部数等を考慮し、事務局長が定める。

(広告の募集)

第4条 協会は、しながわ観光協会ニュース、チラシ等で広告掲載希望者を募集する。

(広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書（様式）に掲載しようとする広告の版下原稿を添えて、一般社団法人しながわ観光協会事務局（以下「事務局」という。）へ提出するものとする。

2 ホームページへの広告の掲載を申し込みできる者は、一般社団法人しながわ観光協会一般会員規約第3条に定める一般会員であるものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 事務局は、前条第1項の申込書を受理したときは、申込書を受理した順に速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知する。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載料は、掲載の決定後、協会が指定する期日までに一括前納しなければな

らない。ただし、事務局長が必要と認めた場合にはこの限りでない。

(広告掲載料の返還)

第8条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理由によって、
広告掲載できなかったときは、返納するものとする。

(広告主の責任等)

第9条 広告の内容および版下原稿の作成経費は、広告主の責任および負担とする。

(広告掲載の取消)

第10条 広告主が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該広告の掲載を取り
消すことができる。

- (1) 広告掲載料の納入しなかったとき。
- (2) 広告掲載の取消の申出があったとき。
- (3) 広告の掲載決定後、当該広告を掲載することで、媒体の公共性を害する恐れが生じ
たとき。
- (4) ホームページの広告であって、ホームページの更新に支障があるとき。
- (5) この要綱に違反したとき。

2 事務局は、編集発行上やむを得ない事情が生じたときは、広告主と協議のうえ広告掲
載を取り消すことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条関係)

冊子等

冊子等サイズ	掲載場所	金額	備考
A4判	裏表紙	24,000円	カラー
	裏表紙の裏	18,000円	
	本文中	14,000円	
A5判	裏表紙	12,000円	
	裏表紙の裏	9,000円	
	本文中	7,000円	

A6判	裏表紙	6,000円	
	裏表紙の裏	4,000円	
	本文中	3,500円	
A7判	裏表紙	3,000円	
	裏表紙の裏	2,000円	
	本文中	1,800円	

別表第2（第3条、第4条関係）

ホームページ

規格（1枠あたり）	金額（月額）
天地84ピクセル（固定）	10,000円
左右328ピクセル（固定）	
ファイル形式 PNG推奨（JPGまたはGIFでも可）	

備考 広告の掲載期間は、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、9ヶ月および12ヶ月の5種類の区分とする